

東日本ユニオン よこはま

JR 東日本労働合
横浜地方本部
発行者/小清水和彦

会社による 就業規則違反発生！

横浜支社内の職場において、1月25日に発表されるべき2月の勤務指定が、1月26日に発表される事態が発生しました。

就業規則第63条（勤務指定）には

会社は、1箇月単位の変形労働時間制を適用する社員の翌月及び翌月各日の所定労働時間、翌月各日の始終業時刻及び休憩時間の配置並びに翌月の休日等を毎月25日までに勤務指定表により指定する（以下「勤務指定」という。）。この場合、1箇月を平均して1週間の労働時間数が40時間を超えない範囲で指定する。以下、略。

労働条件に関する協約第66条にも違反！！

労働協約とは、

労働組合と会社で締結し、賃金・労働時間などの労働条件や団体交渉、組合活動などの労使関係のルールについて、労働組合と使用者が書面でとりかわした約束事です。労働協約が締結されるとその有効期間中は一定の労働条件が保障されるので、労働者は安心して働くことができます。

また、就業規則その他これに準ずる諸規則が、労働協約に抵触する場合は、その抵触する部分については労働協約が優先されます。

私たちは今回の事象を重く受け止め、強く抗議する！
会社はしっかりと原因究明と対策を社員に示すべきだ！